

議案第67号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年11月30日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

令和2年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

（別紙のとおり）

令和2年10月27日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

令和2年度

逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

逗子市

令和2年度逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度逗子市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,394千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,882,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	県支出金	4,166,170	3,606	4,169,776
	1 県補助金	4,166,170	3,606	4,169,776
6	繰越金	1	1,788	1,789
	1 繰越金	1	1,788	1,789
	歳 入 合 計	5,877,330	5,394	5,882,724

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	諸支出金	6,314	5,394	11,708
	1 償還金及び還付加算金	6,313	5,394	11,707
	歳 出 合 計	5,877,330	5,394	5,882,724

令和2年度

逗子市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)に関する説明書

逗子市

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金	千円 6,314	千円 5,394	千円 11,708
歳 出 合 計	5,877,330	5,394	5,882,724

2 歳 入

3 款 県支出金

3,606千円

1 項 県補助金

3,606千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	千円 4,166,170	千円 3,606	千円 4,169,776
計	4,166,170	3,606	4,169,776

6 款 繰越金

1,788千円

1 項 繰越金

1,788千円

1 繰越金	1	1,788	1,789
計	1	1,788	1,789

節		説	明
区 分	金 額		
2 保険給付費等 交付金（特別 交付金）	千円 3,606	02 特別調整交付金分	千円 3,606

1 繰越金	1,788	01 繰越金	1,788

3 歳 出

8 款 諸支出金

5,394千円

1 項 償還金及び還付加算金

5,394千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者保険料還付金	千円 6,000	千円 5,394	千円 11,394	千円 3,606 国県支出金 3,606	千円	千円	千円 1,788
計	6,313	5,394	11,707	3,606	0	0	1,788

節		説	明
区 分	金 額		
23 償還金利子及 び割引料	千円 5,394	001 一般被保険者保険料還付金	千円 5,394
		01 一般被保険者保険料還付金 償還金利子及び割引料	5,394
			5,394